

## 指定介護保険サービス事業者の行政処分について

姫路市は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」といいます。）第78条の10及び同法第115条の45の9の規定に基づき、以下とおり指定介護保険サービス事業者の指定の全部の効力の停止を行いました。

### 1 処分対象事業者

#### (1) 法人の概要

名 称	合同会社サクプレ
所在地	姫路市車崎一丁目2番9号 エバーグリーン今宿B棟
代表者	代表社員 橋詰 文雄

#### (2) 事業所の概要

名 称	デイサービスセンター2 <sup>セカンドプレイス</sup> nd PLACE 車崎
所在地	姫路市車崎一丁目2番9号 エバーグリーン今宿B棟121-122号室
サービス種類	地域密着型通所介護・第一号通所事業
指 定 日	令和2年4月1日

### 2 処分の内容

処分年月日	令和5年3月22日
処分内容	指定の全部の効力の停止
効力停止期間	令和5年5月1日から令和5年7月31日までの3か月間

### 3 処分理由

#### (1) 地域密着型通所介護（要介護1～5の利用者が受けるサービス）

##### ア 不正請求【介護保険法第78条の10第8号該当】

##### (ア) 人員基準欠如減算の未実施

<不正内容> 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っているにもかかわらず、人員基準欠如減算を行うことなく介護給付費を不正に請求した。

<対象期間> 令和4年1月（1か月）

##### (イ) 加算に関する不正請求

##### a 加算名 個別機能訓練加算

<不正内容> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が配置されていない期間があり、又は看護職員に係る人員基準欠如に該当しているにもかかわらず個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅱ）を不正に請求した。

<対象期間> 令和3年4月～令和3年12月（9か月）

##### b 加算名 サービス提供体制強化加算

<不正内容> 看護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50に満たないにもかかわらず、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）を不正に請求した。

<対象期間> 令和3年5月～令和4年3月（11か月）

c 加算名 介護職員処遇改善加算

<不正内容> 上記（ア）、（イ）a及びbのとおり介護給付費を不正に算定した状態で介護職員処遇改善加算（I）を加算し、介護給付費を不正に請求した。

<対象期間> 令和3年4月～令和4年3月（12か月）

#### （ウ）小括

上記（ア）及び（イ）により、対象事業所は、介護給付費合計722,824円を不正に請求した。

### （2）第一号通所事業（要支援1・2の利用者が受けるサービス）

#### ア 不正請求【介護保険法第115条の45の9第2号該当】

##### （ア）人員基準欠如減算の未実施

<不正内容> 看護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っているにもかかわらず、人員基準欠如減算を行うことなく介護給付費を不正に請求した。

<対象期間> 令和4年1月（1か月）

##### （イ）加算に関する不正請求

a 加算名 運動器機能向上加算

<不正内容> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が一月を通して配置されていない期間があり、又は看護職員に係る人員基準欠如に該当しているにもかかわらず運動器機能向上加算を不正に請求した。

<対象期間> 令和3年7月、9月、11月、12月（4か月）

b 加算名 サービス提供体制強化加算

<不正内容> 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50に満たないにもかかわらず、サービス提供体制強化加算（II）を不正に請求した。

<対象期間> 令和3年5月～令和4年3月（11か月）

c 加算名 介護職員処遇改善加算

<不正内容> 上記（ア）、（イ）a及びbのとおり介護給付費を不正に算定した状態で介護職員処遇改善加算（I）を加算し、介護給付費を不正に請求した。

<対象期間> 令和3年5月～令和4年3月（11か月）

#### （ウ）小括

上記（ア）及び（イ）により、対象事業所は、介護給付費合計673,023円を不正に請求した。

## 4 経済上の措置

不正に請求し受領した介護給付費1,395,847円について、法第22条第3項に規定する40%の加算金（第一号通所事業を除く。）を加えた額（1,684,89

1円)を徴収する。

## **5 利用者の保護**

利用者の意向を尊重しつつ、引き続き他の事業所を利用できるように支援を行う。